

職長＋安全衛生責任者教育講習会のご案内

安全衛生法第60条の規定により、建設業、製造業（食品・繊維製品等は除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業に該当する業種の事業主には、新たに職務につくこととなった職長や、労働者を直接指導・監督する立場の社員に対して安全衛生教育を行うことが義務づけられています。

なお、令和5年4月1日からすべての食品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業も義務化になります。

当協会では、職長教育と安全衛生責任者教育を同時に実施いたします。

記

- 開催日 2025年3月25日(火)～3月26日(水)(受付8:40～)
- 開催場所 リーパスプラザこが 古賀市中央2-13-1
- 受講料 職長・安責の会員 14,850円(受講料 13,200円 + テキスト代 1,650円)
職長のみの会員 12,980円(受講料 12,100円 + テキスト代 880円)
職長・安責の一般 17,050円(受講料 15,400円 + テキスト代 1,650円)
職長のみの一般 15,180円(受講料 14,300円 + テキスト代 880円)
※消費税については、別紙で確認下さい。

4. 受講内容及び時間割

	講 習 科 目	時 間
1 日 目	・作業手順の定め方、作業方法の改善及び労働者の適正な配置の方法 ・指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法 ・危険性又は有害性の調査及び調査に基づき講ずる措置	9:10 ～ 17:15
2 日 目	・作業設備の安全化及び環境の改善方法、環境条件の保持と安全又は衛生の為の点検の方法 ・異常時における措置及び災害発生時における措置 ・労働災害防止についての関心の保持及び労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法 ・安全衛生責任者の職務・役割・心構え他	9:10 ～ 15:20 15:25～17:30

5. 申込方法

- ◎受講申請書 「職長＋安全衛生責任者教育講習申請書」に必要事項を記入のうえ、講習会の2週間前までに、下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。
- ・証明写真1枚(上三分身無帽、無背景、サイズ:縦3.0cm×横2.4cm)
写真の裏に氏名を記入ください
 - ・※自動車運転免許証のコピー、又は個人番号が記載されていない住民票のコピー

- ◎送付先 〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 ☎092-943-0321
福岡東労働基準協会

受講料は下記の指定口座へ受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。
※振込手数料は受講者負担でお願いします。

- ◎振込先 福岡銀行 古賀支店 普通口座 1451941
名 義 福岡東講習会事務局

- 修了証 全科目を終了された方に、修了証を交付します。
- その他
 - ・受講票は、FAXで送信致します。1週間前前迄に届かない場合はお問合せ下さい。
 - ・既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願いします。
 - ・日程、会場については、都合により変更・取消することもあります。

職長教育

受講料・テキスト代・福岡東労働基準協会へ問い合わせてください

コース (日数)	受講料(税込)		消費税	テキスト代(税込)		合計(税込)
	受講料			テキスト代	消費税	
会員 12H (2日間)	11,000	1,100	¥12,100	800	80	¥12,980
非会員 12H (2日間)	13,000	1,300	¥14,300	800	80	¥15,180

◆申し込み、振り込みの手続き◆
 申し込み及び受講料等のお振込みは福岡東労働基準協会へ手続きして
 ください。
 ※学料12h

